

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり市長の学歴及び入札執行停止に係る事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 市長の学歴に係る事務に関する事項
- (2) 入札執行停止に係る事務に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び伊東市議会委員会条例第4条の規定により委員9人で構成する市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

議会費から支弁する。